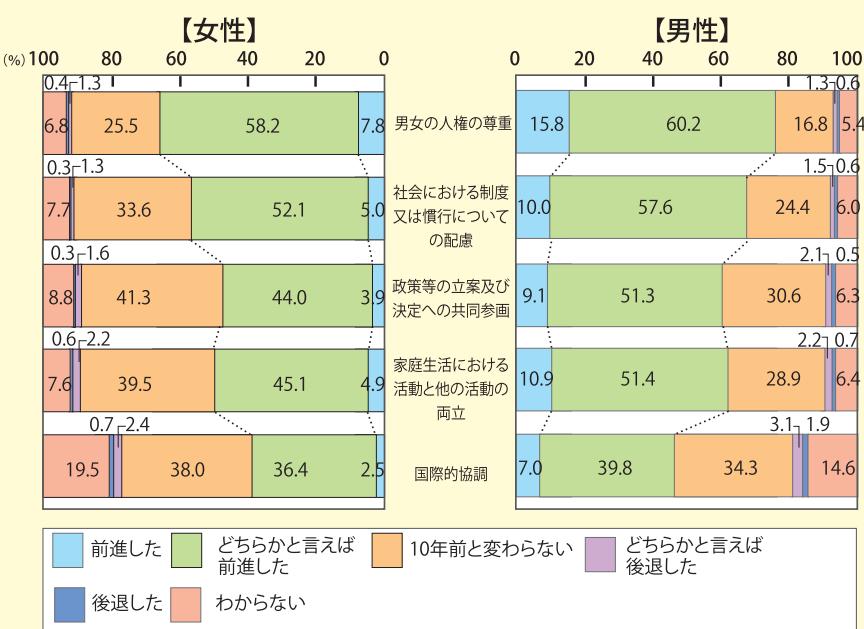


男女共同参画社会基本法施行から、この10年でどのように変わったのでしょうか？

男女共同参画社会基本法には、次のように5つの基本理念があります。

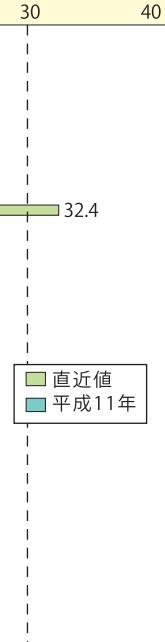
- 1.. 男女の人権の尊重
 - 2.. 社会における制度又は慣行についての配慮
 - 3.. 政策等の立案及び決定への共同参画
 - 4.. 家庭生活における活動と他の活動の両立
 - 5.. 国際的協調
- それぞれの理念について、10年間で進んだかどうかを表すのが次のグラフです。これを見てわかるように、全体的にはどちらかといえば前進したと考える人が多くなっています。とくに女性よりも男性の方が、5つの項目すべてで前進したと考える割合が高くなっています。



出典：「男女共同参画白書 平成21年版」

では、実態はどうなつているのでしょうか？

次に示すのは、国会議員はじめ各分野における指導的地位を占める女性の割合です。平成11年度のデータと直近値の比較です。



出典：「男女共同参画白書 平成21年版」

今後、男女共同参画社会の実現に向けて、どんな施策や取組が必要なのでしょうか？

- ①「仕事と生活の調和」と「女性のキャリア形成支援」を「意識改革」の三つを一體的に推進

①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランスの実現）
仕事と生活の調和は幅広い取組が始まりつつありますが、まだ仕事と育児・介護等の両立を支える制度やサービス等の整備が十分ではありません。国や地方公共団体における社会基盤整備や、企業等の風土・マネジメント改革をふくむ環境整備を加速していく必要があります。

- ②女性のキャリア形成支援

仕事をもつ女性の多くがキャリア形成に不安をいだいています。また、キャリア形成支援の機会が少ないことも課題です。

- ③意識改革

「夫は仕事、妻は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が、まだまだ根強くあります。男女間、世代間での意識のズレも大きいと言わざるを得ません。

- 第二は、社会情勢の新たな変化に伴い生活困難をかかえる人の増加に対応

こうした課題の対応については、関連するさまざまな社会システムを男女共同参画実現の観点から検証し、問題がある場合はシステムを改革していく必要があります。

- 第三は、地域における多様な主体のネットワーク化による連携・協働

行政、企業、地域団体、住民等をネットワーク化し、連携・協働を進め、問題解決に向けた大きな流れをつくっていかなければなりません。

- 第四は、国際的な枠組の下での連携・協働

国際的にみて低い水準にどまっているわが国の男女共同参画の状況を変えるために、さらに国際的な連携・協働を強化し、国際的な取組の成果や経験から学び、刺激を契機に変えていかなければなりません。

このグラフからわかるように、いずれの分野においても女性の占める割合が増えています。しかし、目標値である30%には、まだ達していないのがほとんどという状況です。

このグラフからわかるように、いずれの分野においても女性の占める割合が増えています。しかし、目標値である30%には、まだ達していないのがほとんどという状況です。

このグラフからわかるように、いずれの分野においても女性の占める割合が増えています。しかし、目標値である30%には、まだ達していないのがほとんどという状況です。